各 都道府県知事 殿

内閣府政策統括官(防災担当)

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正 及び災害救助事務取扱要領の改正について(通知)

今般、災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年内閣府告示第 228 号)の一部が別添のとおり改正され、平成 28 年 4 月 1 日から適用されることとなったところである。改正の概要は、下記第 1 のとおりであるので、了知の上、救助の実施に遺漏なきよう期されたい。

法による救助は、応急的に必要な範囲内において行われるものであり、その通常想定される範囲を本基準により一般基準として定めているところである。災害の規模や状況により、一般基準により難い場合は、内閣府と協議し、特別基準を設けることが可能であるが、協議に当たっては、都道府県と市町村の間において、よく相談を行い、応急救助として、真に必要なものであるか適切に判断されたい。

また、平成27年12月22日に「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されたことを踏まえ、下記第2のとおり災害救助事務取扱要領を改正し、周知することとしたので、留意の上、平時からの取組の一層の促進を図られたい。

記

第1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正に ついて

1 基準改正の趣旨

災害救助法による救助は現物給付によるものであり、物価変動を適切に反映させる必要があるため、基準額の設定に当たり、消費者物価指数等の推移により、所要の改正を行うものである。

2 基準改正の概要

(1)避難所の設置320円/人 → 320円/人 (据え置き)

(2) 応急仮設住宅の設置 2,621,000 円/戸 $\rightarrow 2,660,000$ 円/戸 (+39,000 円)

- (3) 炊き出しその他による食品の給与 1,080円/日・人 → 1,110円/日・人 (+30円)
- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与

(1人世帯の場合)

全壊(夏季) 18,300円/世帯 → 18,400円/世帯(+ 100円)

全壊(冬季) 30,200 円/世帯 → 30,400 円/世帯(+ 200 円)

半壊(夏季) 6,000円/世帯 → 6,000円/世帯(据え置き)

半壊(冬季) 9,700円/世帯 → 9,800円/世帯(+ 100円)

(2人世帯の場合)

全壊(夏季) 23,500円/世帯 → 23,700円/世帯 (+ 200円)

全壊(冬季) 39,200円/世帯 → 39,500円/世帯(+ 300円)

半壊(夏季) 8,000 円/世帯 → 8,100 円/世帯 (+ 100 円)

半壊(冬季) 12,600円/世帯 → 12,700円/世帯(+ 100円)

(3人世帯の場合)

全壊(夏季) 34,600 円/世帯 → 34,900 円/世帯 (+ 300 円)

全壊(冬季) 54,600円/世帯 → 55,000円/世帯(+ 400円)

半壊(夏季) 12,000円/世帯 → 12,100円/世帯(+ 100円)

半壊(冬季) 17,900円/世帯 → 18,000円/世帯(+ 100円)

(4人世帯の場合)

全壊(夏季) 41,500円/世帯 → 41,800円/世帯(+ 300円)

全壊(冬季) 63,800 円/世帯 → 64,300 円/世帯 (+ 500 円)

半壊(夏季) 14,600円/世帯 → 14,700円/世帯(+ 100円)

半壊(冬季) 21,200円/世帯 → 21,400円/世帯(+ 200円)

(5人世帯の場合)

全壊(夏季) 52,600円/世帯 → 53,000円/世帯 (+ 400円)

全壊(冬季) 80,300 円/世帯 → 80,900 円/世帯(+ 600 円)

半壊(夏季) 18,500 円/世帯 → 18,600 円/世帯 (+ 100 円)

半壊(冬季) 26,800 円/世帯 → 27,000 円/世帯 (+ 200 円)

(世帯員数が6人以上の場合 一人当たり加算額)

全壊(夏季) 7,700円/世帯 → 7,800円/世帯(+ 100円)

全壊(冬季) 11,000円/世帯 → 11,100円/世帯(+ 100円)

半壊(夏季) 2,600円/世帯 → 2,600円/世帯(据え置き)

半壊(冬季) 3,500円/世帯 → 3,500円/世帯(据え置き)

(5) 住宅の応急修理

567,000 円/世帯 → 576,000 円/世帯 (+ 9,000 円)

(6) 学用品の給与

小学生 4,200 円/人 $\rightarrow 4,300$ 円/人 (+100 円)

中学生 4,500 円/人 → 4,600 円/人 (+100 円)

高校生 4,900 円/人 → 5,000 円/人 (+100 円)

(7) 埋葬

大人 208,700 円/人 \rightarrow 210,400 円/人 (+1,700 円) 小人 167,000 円/人 \rightarrow 168,300 円/人 (+1,300 円)

(8) 死体の洗浄消毒3,400円/体 → 3,400円/体(据え置き)

- (9) 死体の一時保存5,300円/体 → 5,300円/体(据え置き)
- (10) 障害物の除去134,300円/世帯 → 134,800円/世帯 (+500円)
- 3 適用日 平成28年4月1日

第2 災害救助事務取扱要領の改正について

1 要領改正の趣旨

災害時における住宅の応急修理については、従来でも件数が著しく多数である場合には、手続を簡略化することが可能としているが、十分な周知が図られていなかったため、改めて明確化した。その他、必要な改正を行った。

2 要領改正の概要

- (1) 住宅の応急修理(第4の9)
 - ・件数が著しく多数となる場合は手続を簡略化することが可能であることの 明確化
 - ・資力要件、要配慮世帯についての明確化
 - 応急修理の範囲の明確化
- (2) 国の機関の派遣費用(第3の8)
 - ・自衛隊の派遣にかかる費用について注意事項の明確化
- (3) その他
 - ・その他所要の改正
- 3 内閣府ホームページへの掲載 データの保存場所は以下のとおりとする。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo.html